

城陽市暴力団 排除条例の概要

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、市内における事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活を確保することを目的として、城陽市暴力団排除条例を制定しました。

条例の主な内容

1. 公共工事からの暴力団排除(第10条)

- 市が発注する公共工事における暴力団員等との請負契約を禁止
- 市の請負契約に係る暴力団員等との下請契約、物品納入等契約を禁止
- 発注者に、契約における受注者からの暴力団員ではないこと等の誓約書の徴収を義務付け
- 発注者に、誓約書の5年間保管を義務付け
- ①暴力団排除に係る誓約書に虚偽の記載をした ②報告や資料の提出をしなかった、虚偽の報告・資料を提出した ③誓約書を徴しなかった・5年間保管しなかった ⇒ 罰則の対象(第19条、P.2参照)

2. 市の事務・事業からの暴力団排除(第6条、第9条)

- 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等、暴力団及び暴力団密接関係者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じる。
- 市が設置した公の施設の使用の不承認等
⇒ 暴力団の活動に使用されるときは、承認をせず又は承認を取り消すことができる。

3. 市長への報告又は資料の提出(第11条)

公共工事からの暴力団排除

○城陽市暴力団排除条例第10条・第11条概要

暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

市は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第10条第1項）

暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

本市と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第10条第2項）

建設業法第2条第4条に規定する下請契約とは…

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事を全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

物品納入等契約とは…

たとえば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物の処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に該当することとなります。

暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。（第10条第3項）

暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で物品納入等契約を締結することを禁止します。（第10条第4項）

誓約書を徴する義務

本市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第10条第5項）

使用人とは…

①支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。

②営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

誓約書の保管義務

本市、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は誓約書を5年間保管しなければなりません。（第10条第6項）

報告又は資料の提出

市長は、第10条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。（第11条）

- ・契約金額が150万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。
- ・ただし、1件の公共工事に関し、同一の事業者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2件以上あり、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。

（第10条第5項）

※暴力団員等との下請契約、物品納入等契約が禁止される（誓約書を徴する）範囲は、P. 3を参照してください。

罰 則

○誓約書に暴力団員でない旨等の虚偽記載をして提出した者

⇒1年以下の懲役または50万円以下の罰金（第19条第1項）

○市長への報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

⇒20万円以下の罰金（第19条第2項）

○誓約書を徴しなかった者、誓約書を5年間保管しなかった者

⇒5万円以下の過料（第19条第3項）

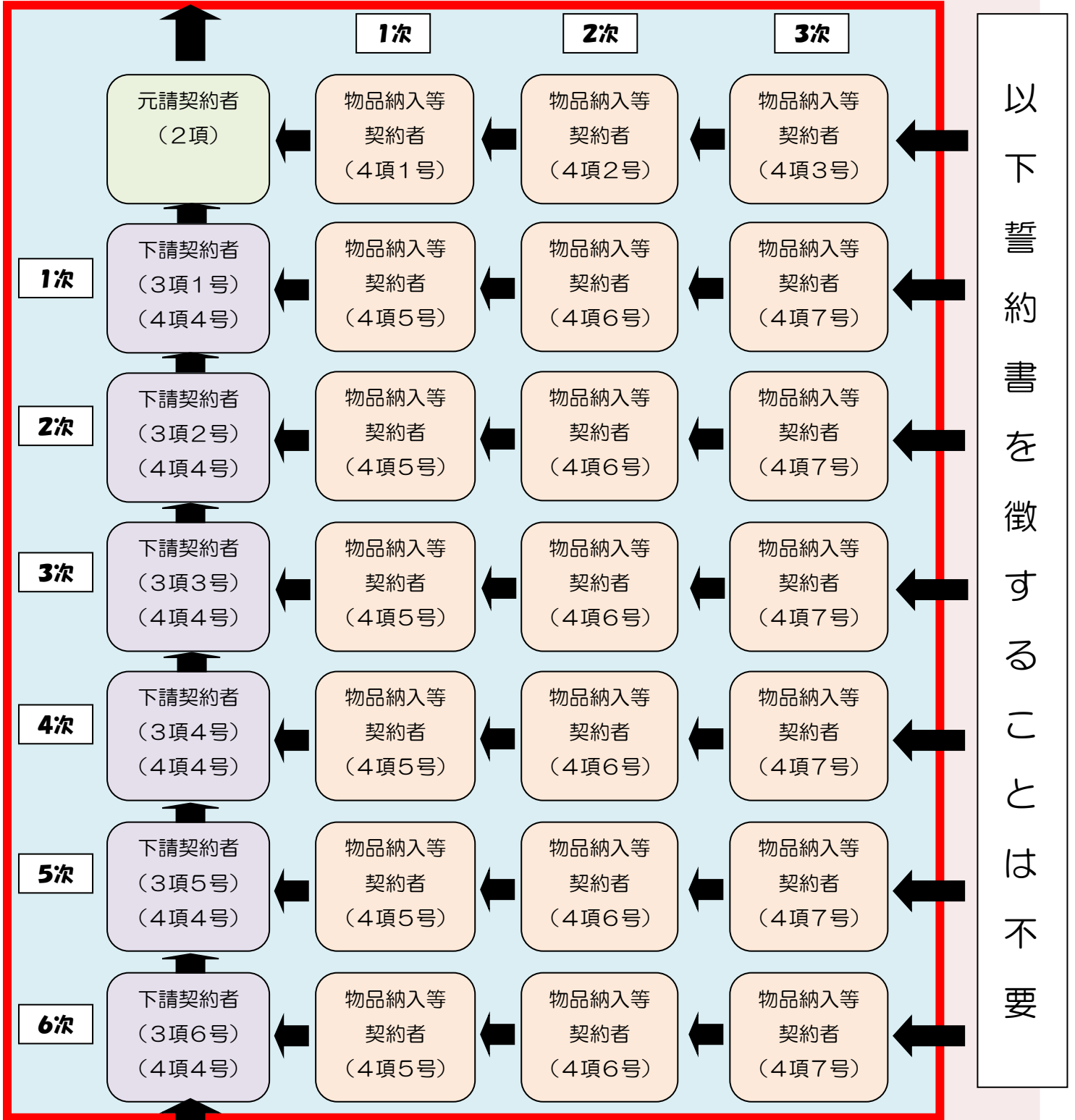
○公共工事から暴力団を排除する範囲（第10条）

誓約書を徴すること及び保管することが義務化される範囲
 契約金額150万円以上（5項）



…義務化される範囲

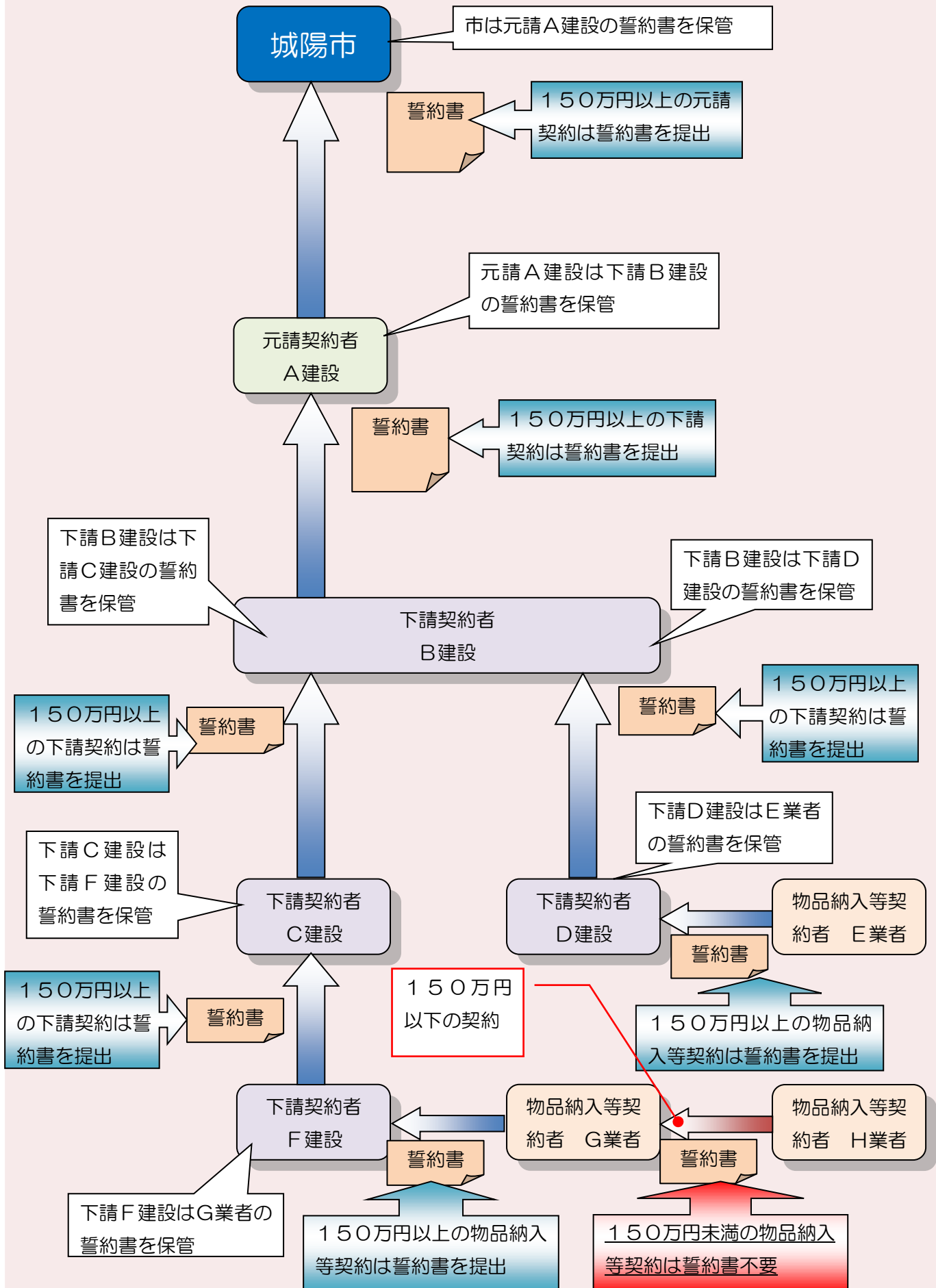
城陽市
 （1項）



以下誓約書を徴することは不要

以下誓約書を徴することは不要

○誓約書を徴する事例



解説：誓約書を徴する時期は契約を締結する際です。

○誓約書に関する留意事項等

1. 基本的取扱い

城陽市の公共工事に関連して契約を締結する際は、締結しようとする契約の金額が150万円以上であれば、その相手方から誓約書を徴しなければなりません。

150万円以上の
契約書

誓約書

下請契約の説明と確認

説明 市の発注する建設工事であることを説明し、誓約書を徴しなければなりません。

元請契約者

説明

下請
契約

確認

1次

下請契約者

2次

下請契約者

3次

下請契約者

4次

下請契約者

5次

下請契約者

6次

下請契約者

確認 市の発注する建設工事に係る契約であるかどうかの確認をお願いします。

説明 以下、各下請契約者に対し、市の発注する建設工事であることを説明し、誓約書を徴しなければなりません。

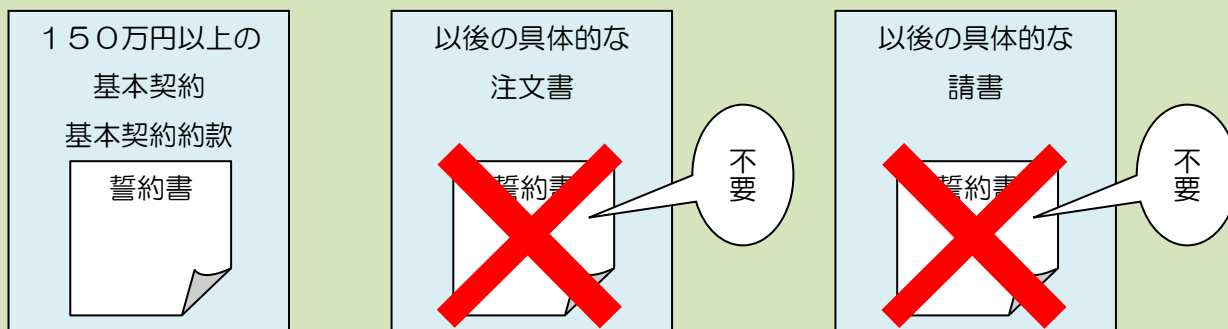
確認 以下、各下請契約者は、市の発注する建設工事に係る契約であるかどうかの確認をお願いします。

物品納入等契約
においても同様の
説明、確認を!!

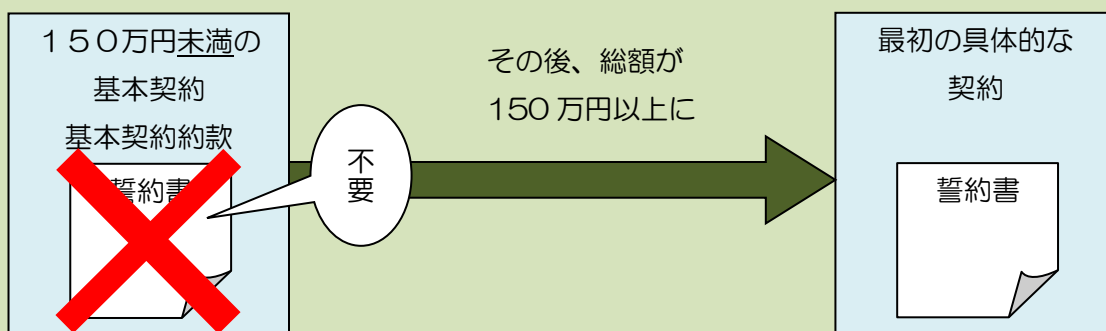
契約内容を明示し適正な契約書を作成しなければなりません(建設業法第19条第1項)。その際誓約書を徴してください。

2. 基本契約の場合

① 城陽市の公共工事に関連する基本契約の金額が150万円以上であれば、基本契約の締結又は基本契約約款の同意の際に、誓約書を徴します。以後の具体的な契約（注文書・請書）においては誓約書を徴することは不要です。

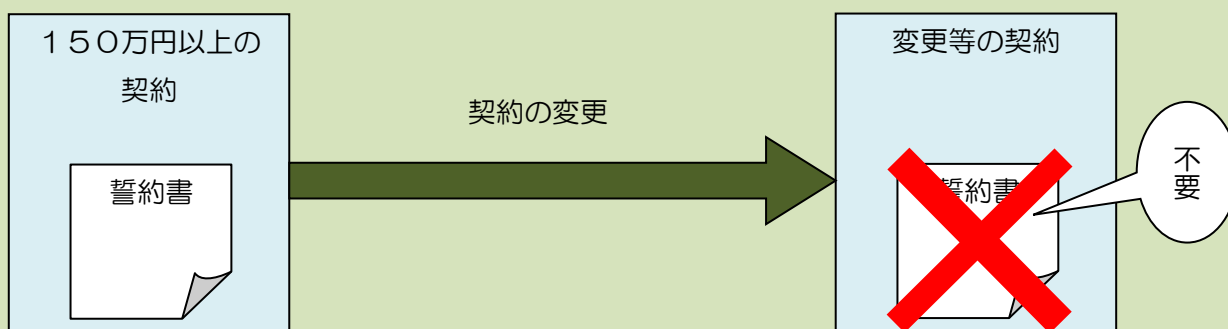


② 城陽市の公共工事に関連する基本契約の金額が150万円未満となる見込みであるため誓約書を徴しなかった場合で、その後、当該基本契約の締結又は基本契約約款に基づく契約金額の総額が150万円以上となった場合、最初の具体的な契約（注文書・請書）の締結の際に誓約書を徴することとします。以後の具体的な契約においては誓約書を徴することは不要です。



3. 契約変更の場合

市が発注する1件の建設工事について、すでに誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。



<誓約書見本>

別記様式（第4条関係）

年 月 日

様

住 所

氏 名 印

〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及びまたる事務所の所在地 〕

誓 約 書

私並びに城陽市暴力団排除条例(平成25年城陽市条例第28号)第2条第3号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第2号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

誓約書の様式は、城陽市ホームページからダウンロードすることができます。

ホームページ URL <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>

条例に関するお問い合わせ

城陽市 危機・防災対策課 TEL0774-56-4045

公共工事・契約に関するお問い合わせ

城陽市 管財契約課 TEL0774-56-4012

平成26年 2月発行

令和元年 10月改訂

編集・発行：城陽市 危機・防災対策課